

◆ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合や疑いのある場合の対応について

【令和5年2月1日現在】

1) 児童生徒、在園児が

①新型コロナウイルスに感染した場合<変更あり>	⇒	<p>*無症状の場合 検体採取日（PCR 等検査日）から7日間自宅待機となります。<u>なお、5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目に解除が可能となります。</u></p> <p>また、池田保健所又はかかりつけ医にご相談された場合には、その指示された期間が自宅待機となります。その際には、必ず自宅待機期間を学校又は所園へ連絡してください。</p> <p>*有症状の場合 発症日から7日間経過し、かつ、症状が回復後24時間経過した場合、自宅待機等が解除され、翌日より登校・所園可能です。なお、池田保健所の指示があればその指示に従ってください。</p>
②濃厚接触者に認定された場合	⇒	<p>*同居の家族等が陽性で本人が濃厚接触者となった場合 本人が無症状の場合は、<u>5日間</u>自宅待機となります。ただし、自宅内でマスク着用など感染対策が必要です。</p> <p>*学校・所園等の判断で本人が濃厚接触となった場合 本人が無症状の場合は、最終接触日から <u>5日間</u>自宅待機となります。</p> <p><u>ただし、いずれの場合も2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から自宅解除が可能になります（乳幼児は除きます）。</u></p> <p>なお、池田保健所又はかかりつけ医の指示があればその指示に従ってください。</p>
③医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合（念のための検査を含む）	⇒	<p>結果が判明するまでの期間が自宅待機期間となりますので、その期間を学校又は所園に連絡してください。</p>
④発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）	⇒	<p>平熱に戻るまでの間自宅待機です。（接種後1～2日程度） ※風邪の諸症状が治まるか解熱するまでの期間が自宅待機期間となります。なお、池田保健所又はかかりつけ医の指示があればその指示に従ってください。</p>
⑤発熱はないが、味覚障害や倦怠感等、新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる場合	⇒	<p>登校・所園を控え自宅待機としたうえで、かかりつけ医等にご相談ください。</p> <p>相談先がない場合は「新型コロナ受信相談センター」（☎06-7166-9911）にお問い合わせください。その後、回答内容と状況について学校又は所園に連絡してください。</p>

※児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、必ず医療機関を受診していただくようお願いします。その際には、医療機関が診療可能かを事前に電話でご確認ください。

※池田保健所やかかりつけ医に相談され、自宅待機期間等の指示があれば、その内容を学校又は所園に必ずご連絡ください。

2) 児童生徒、在園児と同居する家族等が

①新型コロナウイルスに感染した場合<変更なし>	⇒	<p>本人が無症状の場合は、7日間自宅待機となります。ただし、自宅内でマスク着用など感染対策が必要です。</p> <p>※「<u>1 児童生徒、在園児が ①新型コロナウイルスに感染した場合</u>」をご参照ください。</p> <p>なお、池田保健所の指示があれば、その指示に従ってください。その際には、指示された内容を学校又は所園に必ず連絡してください。</p>
②濃厚接触者に認定された場合	⇒	<p>*いずれも本人が無症状の場合 <u>自宅待機となります。</u></p> <p>(1)同居の家族等が<u>PCR検査又は抗原定量検査</u>を受け「陽性」であった場合は、上記①と同様で変更ありません。</p> <p>(2)同居の家族等が<u>PCR検査又は抗原定量検査</u>を受け「陰性」であった場合には、結果がわかった翌日より登校可能です。ただし、10日間の健康観察が必要です。</p> <p>(3)児童生徒本人が<u>PCR検査又は抗原定量検査</u>を受け「陰性」であれば、結果がわかった翌日より登校可能です。ただし、日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の供用を避ける、消毒等の実施などの対策が必要です。また、<u>7日間</u>の健康観察が必要です。</p> <p>(4)同居の家族等と本人が無症状でどちらも<u>PCR検査又は抗原定量検査</u>を受けない場合は、同居の家族等が濃厚接触者と判定されてから<u>5日間</u>自宅待機となり、その翌日から登校可能となります。</p> <p>なお、池田保健所の指示があれば、その指示に従ってください。その際には、指示された内容を学校に必ず連絡してください。</p>
	追加	<p><同居家族等の待機期間の考え方></p> <p>◆同居の家族が次々と陽性者となるものが出た場合</p> <p>①最初の陽性者本人は、発症日から<u>7日間</u>自宅待機後、通常生活に戻れます。</p> <p>②上記①の際に濃厚接触者となった同居の家族のうち、次に陽性者となった場合には、陽性者となっていない濃厚接触者（無症状の場合）の待機期間は、上記①の際に濃厚接触者として待機していた期間の起算日がリセットされ、次に陽性者となった者の発症日から<u>5日間</u>自宅待機となります。</p>
③医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合（念のための検査を含む）	⇒	<p>家族等の検査結果が判明するまでの期間が、児童生徒・在園児の自宅待機期間となりますので、その期間を学校又は所園に連絡してください。</p>

④発熱等の風邪症状がある場合	⇒	<p>*本人が無症状の場合 同居の家族等の風邪の症状や発熱がなくなるなど疑いがなくなるまで自宅待機となります。その際には、自宅での健康観察をお願いします。ただし、発熱等の原因が、かかりつけの医師等の診断等により、新型コロナウイルス感染症に起因した症状ではないと判明した場合は登校・所園可能です。</p> <p>*同居の家族等が新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状がある場合 本人が無症状であれば、接種を受けた家族が平熱に戻るまでの間、自宅待機となります。(接種後1~2日程度)</p>
----------------	---	---

◎新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

「池田保健所」 ☎072-751-2990 9時~17時

「新型コロナウイルスに関する健康相談窓口」 ☎06-6944-8197 9時~18時(土日祝日も対応)

「新型コロナ受信相談センター」 ☎06-7166-9911 または 06-4967-1893 [臨時開設] 8時~21時、
それ以外の時間帯は 050-3531-5598)

にお問い合わせください。

※児童生徒や同居する家族に、感染者又は濃厚接触者が発生した場合や PCR 検査や抗原検査等を受けた場合には、次の内容を学校又は所園に連絡してください。

- ・ 児童等氏名 ・ クラス ・ PCR 検査受験日 ・ 結果判明日
- ・ 経 緯 ・ 保健所 (医療機関) 等からの指示

【連絡先】 平日・・・児童生徒が在籍する学校所園
早朝、夜間、休日 (学校所園が留守番電話サービス対応にしている場合)
・・・豊能町役場 (Tel.072-739-0001)

◆**昼食や休憩時間における感染症予防の徹底について** <小・中学校>

- ①食事の際、マスクは食事直前に外し、食事直後は速やかにマスクを着用する。
 - ②原則、児童・生徒が対面して食事をする形態を避け、会話はしない。
 - ③休憩時間は、大人数・大声・至近距離での会話はしない。
 - ④休み時間もマスクを外さない。(コロナの変異種の影響を考慮して)
- ただし、人と十分な距離を確保し、会話を控える場合は外しても構わない。登下校時も同様です。

◆**新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について**

～不当な差別や偏見をなくしましょう!～

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

◆**新型コロナウイルス感染症に関する心のケアについて**

新型コロナウイルスの感染拡大により、不安やストレスを感じておられる方に大阪府では、相談窓口や対処法などの情報を提供しています。

◎**新型コロナ こころのフリーダイヤル**

0120-017-556

(受付時間：毎日 午前9時30分～午後5時)

○基本的な感染症予防対策の徹底について

- 1) 三密の回避、正しい手洗い、咳エチケット、マスクの着用
- 2) 自宅で毎朝検温、健康観察 ※体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養
- 3) 登校時の健康チェック ※登校前に検温、学校での確認の徹底
- 4) 30分に1回以上換気

【連絡先】

豊能町教育委員会事務局こども未来部

義務教育課

TEL 072-739-3427 ・ FAX 072-739-3052

E-mail : gimukyoku@town.toyono.osaka.jp

こども育成課

TEL072-739-3432 ・ FAX072-739-3052

E-mail : kodomoshien@town.toyono.osaka.jp